

議題2 北本市子ども・子育て会議について

1 概要

児童福祉法第8条第3項及び子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関並びに次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、平成25年度より設置。

2 設置根拠

北本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）

3 主な審議事項

●児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に掲げる市児童福祉審議会権限に属する事項に関すること

- (1) 被措置児童虐待について市が講じた必要な措置の報告（第33条の15）
- (2) 家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関すること（第34条の15第4項）

●子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に掲げる事務

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所（園））の利用定員の設定に関すること
- (2) 特定地域型保育事業（小規模模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の利用定員の設定に関すること
- (3) 特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関すること
- (4) 市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること
- (5) 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

4 組織・任期

●組織

委員15人以内で組織する。
委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

●任期

2年とし、再任されることを妨げない。